

資料編

1 景観政策に関する制度の一覧

各種制度等 (計画,地区,建物)	制度等の主な内容	根拠となる法・条例等
京都市景観計画	景観計画区域の指定・基本方針等	景観法・告示
高度地区	地区の指定	都市計画法
	制限内容と緩和・許可の特例	高度地区計画書(※1)
	特例許可の手続等	特例許可手続条例(※2)
風致地区	地区の指定	都市計画法
	種別(5種)ごとの基準(建ぺい率・高さ等の数値基準)	京都市風致地区条例(都市計画法)
	建築物等のデザインの共通基準	施行規則・京都市告示(条例)
	特別修景地域の地域別基準等	
歴史的風土保存区域 歴史的風土 特別保存地区	区域の指定	古都保存法(※4)
	現状変更行為等(※3)の届出	
	地区の指定	古都保存法(※4)・都市計画法
	土地の買入れ等	古都保存法(※4)
	現状変更行為等(※3)の許可基準	古都保存法施行令(※5)
自然風景保全地区	地区の指定	京都市自然風景保全条例
	現状変更行為等(※3)の届出	
	許可基準等	
特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全 地区を含む)	地区の指定	都市緑地法・近畿圏の保全区域の 整備に関する法律・都市計画法
	現状変更行為等(※3)の許可基準	都市緑地法運用指針
	土地の買入れ等	都市緑地法
近郊緑地保全区域	区域の指定	近畿圏の保全区域の整備に関する 法律
	現状変更行為等(※3)の届出	
景観地区 (美観地区・美観形成 地区)	地区の指定	景観法・都市計画法
	認定申請等	景観法・京都市市街地景観整備条例
	建築物等のデザイン基準,特例認定	景観地区計画書(※6) 京都市市街地景観整備条例
建造物修景地区	地区の指定等	京都市景観計画 京都市市街地景観整備条例
	届出,勧告等	景観法
	建築物等のデザイン基準	京都市景観計画
伝統的建造物群 保存地区	地区の指定	文化財保護法・都市計画法
	地区内における行為の許可	京都市伝統的建造物群保存地区 条例(文化財保護法)
	建築物等の修理又は修景費用の一部補助等	
	建築物等のデザイン基準	伝統的建造物群保存地区保存計画(条例)
歴史的景観保全 修景地区	地区の指定	京都市市街地景観整備条例
	建築物等の修理又は修景費用の一部補助等	
	建築物等のデザイン基準	景観地区計画書(※6) 歴史的景観保全修景計画(条例)

界わい景観整備地区	地区の指定	京都市市街地景観整備条例
	界わい景観建造物の指定	
	建築物等の修理又は修景費用の一部補助等	
	建築物等のデザイン基準	景観地区計画書(※6) 界わい景観整備計画(条例)
眺望景観保全地域	地域の指定	京都市眺望景観創生条例 京都市告示(条例)
	建築物等の高さ・デザインの基準	
	眺望景観保全地域の提案制度等	
屋外広告物規制区域	区域の指定	京都市屋外広告物等に関する条例 (屋外広告物法)
	表示等の制限	
	表示できる高さやデザインの基準	
	特別規制地区の許可基準等	屋外広告物等景観整備計画(条例)
歴史的意匠建造物	建造物の指定	京都市市街地景観整備条例
	移転・除却等の制限	
	修理又は修景費用の一部補助等	
景観重要建造物	建造物の指定	景観法
	現状変更行為等(※3)の規制	景観法
	修理又は修景費用の一部補助等	京都市市街地景観整備条例

※1 高度地区計画書：京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書

※2 特例許可手続条例：京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手続に関する条例

※3 現状変更行為等：現状変更行為等については、各法・条例等に規定しており、参照のこと。

※4 古都保存法：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

※5 古都保存法施行令：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令

※6 景観地区計画書：京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区の計画書

2 景観政策に関連する地区や区域の面積

(2014(平成26)年2月現在)

区 域	面積 (ha)	備 考	
市域面積	約 82,790		
都市計画区域	約 48,051		
市街化区域	約 14,987		
市街化調整区域	約 33,064		
高度地区	約 14,493		
風致地区	約 17,938	17地区	
第1種地域	約 14,945		
第2種地域	約 1,273		
第3種地域	約 1,113		
第4種地域	約 163		
第5種地域	約 444		
歴史的風土保存区域	約 8,513	14地区	
歴史的風土特別保存地区	約 2,861	24地区	
自然風景保全地区	約 25,780	2地区	
第1種	約 14,250		
第2種	約 11,530		
近郊緑地保全区域	約 3,333		
特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全地区を含む)	約 238	4地区	
景観地区	約 3,431	62地域	
山ろく型美観	約 138	4地域	
山並み背景型美観	約 303	4地域	
岸辺型美観	約 92	9地域	
旧市街地型美観	約 1,143	9地域	
歴史遺産型美観	約 543	17地域	
沿道型美観	約 135	7地域	
市街地型美観形成	約 648	6地域	
沿道型美観形成	約 429	6地域	
建造物修景地区	約 8,581	16地域	
山ろく型	約 3,230	3地域	
山並み背景型	約 1,347	4地域	
岸辺型	約 313	1地域	
町並み型	約 3,691	8地域	
伝統的建造物群保存地区	約 15	4地区	
歴史的景観保全修景地区	※歴史遺産型美観地区の面積に含まれる。	約 15	3地区
界わい景観整備地区	※歴史遺産型美観地区の面積に含まれる。	約 145	7地区
眺望景観保全地域	約 41,851	38視点場	

区 域	面積 (ha)	備 考
屋外広告物規制区域（一般地域）	約 77,197	
第1種地域	約 65,196	
第2種地域	約 5,504	
第3種地域	約 2,225	
第4種地域	約 400	
第5種地域	約 1,315	
第6種地域	約 1,967	
第7種地域	約 590	
屋外広告物規制区域（沿道型）	約 1,129	
沿道型第1種地域	約 8	
沿道型第1種地域特定地区	約 18	
沿道型第2種地域	約 245	
沿道型第2種地域特定地区	約 44	
沿道型第3種地域	約 78	
沿道型第3種地域特定地区	約 16	
沿道型第4種地域	約 408	
沿道型第4種地域特定地区	約 9	
沿道型第5種地域	約 127	
沿道型第5種地域特定第1地区	約 16	
沿道型第5種地域特定第2地区	約 59	
沿道型第6種地域	約 101	
屋外広告物規制区域（歴史遺産型）	約 714	
歴史遺産型第1種地域	約 280	
歴史遺産型第2種地域	約 434	

3 景観政策・取組に関する年表

西暦	年号	京都市の景観・都市計画関連政策及び取組	法律等の制定や市全体の動き
1889	明治22年		市制施行(市制特例により自治権に制約)
1897	明治30年		古社寺保存法公布
1898	明治31年		市制特例の撤廃により京都市役所が開庁
1900	明治33年	初代京都市長内貴基三郎,市会で都市構想を発表	
1901	明治44年		広告物取締法公布
1918	大正 7年		東京市区改正条例を京都市に準用
1919	大正 8年		(旧)都市計画法,市街地建築物法公布 史蹟名勝天然記念物保存法公布
1922	大正11年	京都都市計画区域決定	
1924	大正13年	用途地域の第1回決定	
1930	昭和5年	風致地区の第1回決定	
1931	昭和6年	風致地区の拡大	27市町村編入
1946	昭和21年		特別都市計画法公布(緑地地域制度の創設)
1947	昭和22年	疎開地跡に都市計画街路を決定(御池通,五条通,堀川通)	
1949	昭和24年		屋外広告物法公布
1950	昭和25年		建築基準法公布 文化財保護法公布 京都国際文化観光都市建設法公布
1954	昭和29年		土地区画整理法公布
1955	昭和30年	緑地地域を指定	
1956	昭和31年	風致行政と屋外広告物行政が京都府から京都市に移管 京都市屋外広告物条例制定	都市公園法公布 地方自治法改正(政令指定都市制度の創設)
1957	昭和32年		自然公園法公布
1958	昭和33年	市電電柱の塗装広告を禁止	
1960	昭和35年	京都市都市公園条例制定	全国で屋外広告物保全美化運動
1961	昭和36年	美観地区調査実施(~1964) 屋外広告物の禁止物件の基準を決める規則を公布	
1963	昭和38年	京都市総合計画試案作成	近畿圏整備法公布 建築基準法改正(容積地区の創設)
1964	昭和39年	京都タワー建設計画発表,2月着工,12月竣工 双ヶ岡開発計画	工場等制限法公布
1965	昭和40年	古都保存連絡協議会(京都,鎌倉,奈良の3市が中心)を結成 工場等制限区域指定 市街地景観保全整備構想作成	
1966	昭和41年	京都市長期開発計画案を市会で発表 歴史的風土保存区域の指定	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)公布
1967	昭和42年	歴史的風土特別保存地区の決定(1337ha)	近畿圏の保全区域の整備に関する法律公布
1968	昭和43年		都市計画法公布
1969	昭和44年	まちづくり構想-20年後の京都-発表 近郊緑地保全区域の指定 市街地景観条例策定の準備作業開始	
1970	昭和45年	京都市都市美観の保全に関する調査報告書 京都市風致地区条例制定 住居専用地域の大部分に10m高度地区を指定 美観風致審議会に景観専門小委員会を設置して,市街地景観条例案を審議(~1971年6月) 京都市景観対策検討資料発行 電電公社に景観に配慮した電波塔建設用地を斡旋	文化庁,集落・町並みの保存検討開始 建築基準法改正(用途地域制の整備,容積率制の全面適用) 京都・奈良の都市計画に関する歴史的地域の保存と開発に関するシンポジウム(ユネスコ・文化庁共催)

西暦	年号	京都市の景観・都市計画関連政策及び取組	法律等の制定や市全体の動き
1971	昭和46年	市街化区域,市街化調整区域の決定 東山産寧坂地区の町並み調査実施	
1972	昭和47年	京都市市街地景観条例制定	自然環境保全法公布
		京都市建築協定条例制定	
		美観地区,産寧坂特別保全修景地区の決定 工作物規制区域,巨大工作物規制区域の指定	
1973	昭和48年	新用途地域,高度地区の決定	都市緑地保全法公布
		祇園新橋地区の町並み調査実施	歴史的景観都市事務連絡協議会発足 歴史的景観都市事務連絡協議会 第1回総会京都市大会
			マイカー観光拒否宣言
1974	昭和49年	祇園新橋特別保全修景地区の指定	生産緑地法公布 国土利用計画法公布
1975	昭和50年	生産緑地地区の第1回決定	文化財保護法改正(伝統的建造物群保存地区制度の創設)
		嵯峨鳥居本町並み調査実施	
1976	昭和51年	京都市伝統的建造物群保存地区条例制定 伝統的建造物群保存地区の決定(産寧坂,祇園新橋地区)	
1977	昭和52年	上賀茂社家町の町並み調査実施	
1978	昭和53年	鞍馬の町並み調査実施	市電全線営業廃止
		産寧坂伝統的建造物群保存地区,祇園新橋伝統的建造物群保存地区の石畳復旧整備実施	世界文化自由都市宣言
1979	昭和54年	伝統的建造物群保存地区の決定(嵯峨鳥居本地区) 日影規制と中高層建築物に関する指導要綱を施行	
1980	昭和55年	三条通から両側へ奥行き30mの範囲を景観保全協力地区として指定 伏見の歴史的市街地整備調査実施(昭和56年度まで)	都市計画法改正(地区計画制度の創設)
1981	昭和56年	三条通,烏丸通市街地景観整備調査実施(昭和57年度まで) 洛西中央緑地保全地区の決定	
1982	昭和57年	堀川通修景整備調査実施	
1983	昭和58年	京都美観風致賞創設(全5回)	京都市基本構想議決
1985	昭和60年	京都市地区計画の案の作成手続に関する条例制定 京都市歴史的界限景観保全整備要綱策定,三条通を指定	京都市基本計画発表
1986	昭和61年	京都市初の地区計画を決定(西京桂坂地区)	
1987	昭和62年		「大都市の保全と開発」国際専門家会議開催 第1回世界歴史都市会議開催(京都市にて開催)
1988	昭和63年	京都市総合設計制度取扱要綱制定	
		伝統的建造物群保存地区の決定(上賀茂地区)	
		上賀茂伝統的建造物群保存地区周辺の地域を歴史的界わい景観地区に指定	
		「伝統を生かし創造をつづける京都の景観づくり・京都市都市景観整備構想策定調査」 景観基本計画調査実施	
		京都市都市景観賞創設	
1989	平成元年	都市景観整備ローカルプラン調査実施	
1990	平成 2年	鴨東美観地区調査実施	第13回全国町並みゼミ京都大会開催

3 景観政策・取組に関する年表

西暦	年号	京都市の景観・都市計画関連政策及び取組	法律等の制定や市全体の動き
1991	平成 3年	田邊市長まちづくり試案発表	生産緑地法改正
		京都ホテル総合設計制度許可	
		京都駅ビル国際コンペ開始	
		「京都市土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」設置	
		伝統と創造の調和したまちづくり推進のための土地利用及び景観対策についての第1次答申	
		祇園新橋伝統的建造物群保存地区見直し調査実施 景観条例の改正をめざす都市景観形成調査実施	
1992	平成 4年	伝統と創造の調和したまちづくり推進のための土地利用及び景観対策についての第2次答申	都市計画法改正(用途地域の細分化等), 建築基準法改正
		京都駅地区特定街区の都市計画決定	市街化区域,市街区調整区域の見直し, 用途地域見直し
		生産緑地法改正による生産緑地地区の変更	
1993	平成 5年	新京都市基本計画発表	
		石塀小路地区町並み調査実施	
		京都市嵯峨鳥居本町並み保存館開設	
1994	平成 6年	産寧坂伝統的建造物群保存地区見直し調査実施	平安建都1200年
		市内14件の資産が世界遺産条約へ登録	第22回歴史的景観都市連絡協議会 京都大会開催
			第4回世界歴史都市会議開催 (京都市にて開催)
1995	平成 7年	京都市市街地景観整備条例制定	
		京都市風致地区条例改正	
		京都市自然風景保全条例制定	
		まちづくり審議会答申の具体化のための取組方針を決定	
		伝統的建造物群保存地区の変更(石塀小路地区を産寧坂伝統的建造物群保存地区に含める)	
1996	平成 8年	京都市伝統的建造物群保存地区における建築物の制限の緩和に関する条例制定	文化財保護法の一部を改正する法律 (登録有形文化財制度の導入)
		新用途地域の決定,15m高度地区の新設	もっと元気に・京都アクションプラン発表
		美観地区,風致地区,歴史的風土特別保存地区の大幅拡大,緑地保全地区の決定	
		自然風景保全地区,建造物修景地区の指定	
		京都市屋外広告物等に関する条例制定	
		祇園元吉特別保全修景地区を祇園元吉歴史的景観保全修景地区に指定	
1997	平成 9年	屋外広告物規制区域等の指定	地球温暖化防止京都会議(COP3)にて 「京都議定書」採択
		伏見南浜界わい景観整備地区指定,歴史的意匠建造物3件指定	
		三条通界わい景観整備地区,上賀茂郷界わい景観整備地区指定	
		路上違反広告物追放推進員制度発足	
		財団法人京都市景観・まちづくりセンター設立	
1998	平成10年	職住共存地区整備ガイドプラン策定	
1999	平成11年	四条大宮まちづくり景観協定を市街地景観協定に認定	京都市基本構想(グランドビジョン)策定
		歴史的意匠建造物45件指定(指定総数48件)	
		祇園元吉歴史的景観保全修景地区の範囲を拡大して,祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区として指定,祇園町南歴史的景観保全修景地区,御池通沿道景観形成地区の指定,三条通界わい景観整備地区の範囲拡大	
2000	平成12年	西陣大黒町まちづくり景観協定を市街地景観協定に認定 京町家再生プラン策定	

西暦	年号	京都市の景観・都市計画関連政策及び取組	法律等の制定や市全体の動き
2001	平成13年	上京小川歴史的景観保全修景地区,千両ヶ辻界わい景観整備地区,上京北野界わい景観整備地区,西京樫原界わい景観整備地区指定 「京都市都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会」設置	京都市基本計画,各区基本計画策定 都市計画法改正(都市計画提案制度の創設)
2002	平成14年	歴史的意匠建造物60件指定(指定総数108件)	日本建築学会「京都の都市景観再生に関する提言」を発表
		京都市都市計画マスタープラン策定	京都経済同友会「京都の都市再生推進に向けての緊急提言」を発表
		「京都市都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会」提言	
2003	平成15年	「京都市都心部の新しい建築ルール」施行	
		屋外広告物等に関する条例を改正し,車体広告物に対する規制・誘導の開始	
2004	平成16年	歴史都市・京都創生策(案)発表	景観法公布
		京都市屋外広告物等に関する条例を改正し,除却した屋外広告物等の公示,売却手続を整備	
		姉小路地区で街なみ環境整備事業の開始	
2005	平成17年	京都市市街地景観整備条例を改正し,美観地区を景観地区に変更し,景観地区内の工作物に対する規制を制定	京北町を編入
		「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」設置	景観法全面施行
		京都市屋外広告物等に関する条例を改正し,屋外広告業の登録制度を導入	
		京都市景観・まちづくりセンターを景観整備機構に指定	
		本願寺・東寺界わい景観整備地区指定	
		京町家まちづくりファンドの設立	
		違反はり紙等の撤去を行う市民ボランティア制度「京・輝き隊」発足 京都市景観計画策定	
2006	平成18年	時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会 中間答申	
		景観重要建造物3件指定(全国初の指定)	
		京町家改修助成モデル事業開始	
		時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会 最終答申 祇園町南地区で建築基準法第42条第3項道路の指定	
2007	平成19年	新景観政策実施に向けての取組 ・京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の計画書の規定による特例許可の手続に関する条例 …制定 ・京都市風致地区条例 …改正 ・京都市市街地景観整備条例 …改正 ・京都市自然風景保全条例 …改正 ・京都市眺望景観創生条例 …制定 ・京都市屋外広告物等に関する条例 …改正	
		京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)の変更 ・高度地区の変更 ・景観地区の変更 ・風致地区の変更	
		京都市景観計画変更	
		新景観政策実施(9月1日～)	
2009	平成21年	京都市歴史的風致維持向上計画の認定	
2011	平成23年	京都市景観白書発行 景観政策の進化実施(4月1日～) 京都市三山森林景観・保全・再生ガイドラインの策定	

景観重要建造物17件指定(指定総数20件)

4 「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」について

(1) 時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会の概要

本審議会は、50年後、100年後の京都の将来を見据え、世界に冠たる歴史都市・京都にふさわしい景観の保全と創造を目指し、実効ある具体的政策を早急に確立するために設置したものです。

委員のメンバーとしては、景観や建築デザイン、法律などの各分野の学識経験者や、経済界、市民公募委員など計21人の委員で構成されました。

■時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会委員名簿（敬称略50音順）（平成17年7月～平成19年3月）

氏名等		氏名等	
荒川 朱美	京都造形芸術大学教授	西島 安則	京都市産業技術研究所所長
池田 有隣	京都工芸繊維大学名誉教授	樋口 忠彦	京都大学大学院教授
市田ひろみ	服飾評論家	村田 純一	京都商工会議所会頭
川崎 清	京都大学名誉教授	森本 幸裕	京都大学大学院教授
黒田 正子	エッセイスト、編集者	門内 輝行	京都大学大学院教授
金剛 育子	能楽・金剛流宗家夫人	安本 典夫	立命館大学教授
関根 英爾	京都新聞社論説委員	山田 沙	市民公募委員
田坪 良次	京都市立芸術大学名誉教授	吉井 英雄	市民公募委員
巽 和夫	京都大学名誉教授	若林 靖永	京都大学大学院教授
田端 泰子	京都橘大学長	毛利 信二	京都市副市長（行政委員）
中井 忍	雑誌編集者、(有)ホンヌ代表取締役		

(2) 審議会での検討事項

本審議会では、京都の将来を見据え、良好な景観を守るための「規制」と都市としての「活力」の両立をテーマに、景観を形成する上で重要な4つの視点（①建築物の高さやデザインの更なる規制・誘導、②眺望景観や借景の保全、③京町家など歴史的建造物の保全とそれを活用した都市景観の形成、④看板など屋外広告物や駐輪・駐車対策）から景観を重視した建築物等の規制・誘導の手法や良好な眺望等を次の世代に引き継ぐための方策等を検討していただきました。

(3) 審議会での検討過程

平成17年7月25日	第1回審議会	・ 諮問 ・ 歴史都市・京都の景観形成の取組と検討の視点について
平成17年8月26日	第2回審議会	・ 地域類型別の検討について ①三山の内縁部 ②旧市街地（京町家が多く残る地域、水辺空間や緑地が特徴的な景観を構成する地域）
平成17年10月12日	第3回審議会	・ 地域類型別の検討について ①田の字地区 ②職住共存地区
平成17年11月1日	第4回審議会	・ 地域類型別の検討について ①三山と山麓部 ②高度集積地区 ③京町家等の歴史的な建造物、水辺空間等が特徴的な景観を構成する地域（鴨川、木屋町、先斗町周辺）

平成17年12月22日	第5回審議会	・中間取りまとめ（骨子案）について
平成18年2月19日	京都市景観シンポジウム	～時を超え光り輝く京都の景観づくりに向けて～
平成18年2月22日	京都市景観シンポジウム（分科会）	（1日目）
平成18年2月23日	京都市景観シンポジウム（分科会）	（2日目）
平成18年3月14日	第6回審議会	・中間取りまとめ（案）について
平成18年3月27日	審議会から京都市へ中間取りまとめを報告	
平成18年6月26日	第7回審議会	・眺望景観や借景の保全について（眺望景観・借景の定義、視点場の検討、眺望景観・借景の第1次抽出リストの提示など）
平成18年8月4日	第8回審議会	・眺望景観や借景の保全について（眺望景観・借景のリスト及び具体例の提示など）
平成18年9月16日	第9回審議会	・眺望景観や借景の保全について（眺望景観・借景の保全に係る具体的規制手法の検討）
平成18年11月6日	第10回審議会	・「最終答申（案）」について
平成18年11月14日	審議会から京都市へ最終答申を提出	

(4) 審議会での成果（最終答申の抜粋）

■歴史都市・京都の景観形成の在り方

<p>Ⅱ. 歴史都市・京都の景観形成のあり方</p> <p>悠長な時の流れの中で培われてきた歴史都市・京都の優れた景観を守り、未来の世代に継承することは、現代に生きる私達一人一人の使命であり責務である。このことを踏まえれば、京都特有の風土や伝統文化と無関係に安易に続けられている京都の景観の現状は、容認されるべきものではない。</p> <p>今後予想される人口や世帯数の減少に伴う建設活動の変化、景観法の制定をはじめ景観形成や魅力的な地域づくりに関する国家レベルでの政策の動向など、現在の社会経済情勢を踏まえ、今こそ、こうした状況を打開する必要がある。</p> <p>そして、30年後、100年後の京都の将来を見据え、現代の都市活動と調和し、「快適で、美しい、世界に誇る都市空間」の形成を目指す。京都の優れた景観を“守り”、“育て”、“創り”、そして、これを“活かす”していく。歴史都市・京都の景観づくりに着手しなければならない。</p> <p>ここで大切なのは、景観は、様々な都市の営みの“現れ”であり、市民をはじめとするあらゆる主体が共生・参加・協力しなければ、優れた景観を形成することはできないということである。</p> <p>景観を構成する建築物、工造物、屋外広告物、緑地等が、たとえ“私有財産”であっても、景観が、“公共の財産”であることを十分理解・浸透させて、その高さやデザインなどを制御していかなければならない。そして、景観の公共性に対する配慮に富んだ京都の優れた景観の価値をあらためて認識し、それを京都にとどまらず、日本や世界の共有財産として尊重する必要がある。</p> <p>このため、以下を歴史都市・京都の景観形成の基本方針とし、行政、市民、事業者、専門家、NPO等がこれらを共有したうえで、京都で発生している様々な景観問題を解決するとともに、50年後、100年後に、煌然と光り輝く京都の景観づくりに取り組むことを強く望むものである。</p> <p>① “故地景”を基本に自然と共生する景観形成</p> <p>京都は三方の山々に囲まれた内部に川筋のある、特長的な風土を有しており、このような風土が生み出す故地景は、先人達が創り出したと見てきた京都の景観の基盤とも言うべきものである。このような山並水明の豊かな自然は、京都の重要な景観資源である。</p> <p>従って、京都の景観形成は、故地景を基本とする自然景観の保全とともに、緑景・水景等の自然的景観の連なりを基調とし、市街地の道路、公園、建築物の整地や屋上における積極的な緑化等により、自然と共生する都市環境を創出することを基本とすべきである。</p>	<p>② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成</p> <p>京都は、長い歴史の中で培われた、洗練された文化と町衆の手による生活文化が連続し継承されており、この伝統文化を背景に生み出された歴史的な建築物や町並み等は、京都の重要な景観資源である。そして、時代とともに、常に本物を忠実に守りながら、新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により、これらを創造的に発展させてきたものである。</p> <p>従って、京都の景観形成は、歴史的景観の保全・再生とともに、京都の伝統文化を尊重する中で更に創造的視点を加えた、新たな時代を代表する優れた景観の創出を図り、これらが調和する都市イメージを具現化することを基本とすべきである。</p> <p>③ “京都らしき”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成</p> <p>京都では、地域の伝統文化を伝えるヒューマンスケールの都市空間に、日常の暮らしや生業から醸し出される京都らしい風情が加わり、個性豊かな通り景観や賑わい景観が形成されている。同時に、借景や眺望景観のように、個々の空間を超えて、それらが集積し、融合することにより構成される魅力的な景観がある。</p> <p>従って、京都の景観形成は、このような京都らしきを活かした個性ある多様な空間を創出するとともに、これらが連続し、重なり合うことによっても、京都らしきを感じさせる都市空間を創出することを基本とすべきである。</p> <p>④ 都市の活力を生み出す景観形成</p> <p>京都は、歴史的な文化都市であるとともに、優れた伝統産業や先端産業を有し、多くの市民が生活を続ける大都市であることから、景観の保全・再生と地域経済の活性化の両立を図ることが重要である。</p> <p>従って、京都の景観形成は、京都に付加価値をもたらす、居住者や来訪者の増加、優れた人材の集積、地場産業・観光産業・知識産業等への投資の増大につながることであり、都市の活力の維持・向上の原となることを基本とすべきである。</p> <p>⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成</p> <p>京都は、早くから、地域の共同体の方や町衆の意識・無意識の協調的な活動によって、優れた景観を創出し、継承・発展させてきた。今後とも、市民をはじめとするあらゆる主体が、歴史都市・京都の景観を守り、育て、創り、活かすことについて意識を高め、参加・協力することが重要である。</p> <p>従って、京都の景観形成に当たっては、“公共の財産”としての景観に対する意識の醸成や共同体における価値観の共有を促進するとともに、景観形成に関する活動への参加・協力により、行政、市民、事業者、専門家、NPO等のあらゆる主体が、京都の景観の価値をあらためて認識し、それぞれの役割を踏まえ、一体となって取り組むことを基本とすべきである。</p>
---	--

5 用語解説

ア行

アイストップ (P74)

「アイストップ」とは、まちかどなどにある建物や樹木といった、人の視線を引きつける役割を果たす事物のこと。

インナーバルコニー (P64)

「インナーバルコニー」とは、普通のバルコニーが建物の外壁から突き出してつけられるのに対し、建物の外壁から突出しないバルコニーのこと。

NPO (エヌピーオー) (P40)

「NPO」とは、Non Profit Organizationの略称で、非営利の民間組織のこと。

カ行

既存不適格建築物 (P47)

「既存不適格建築物」とは、建築時には、建築基準法及び関連法令に適合していた建物で、その後の関係法令の改正等により、現行の規定に適合しなくなったもの。

景観計画区域 (P40)

「景観計画区域」とは、良好な景観を保全・形成等するために景観計画を定める区域のこと（景観法第8条）。

景観整備機構 (P40)

「景観整備機構」とは、良好な景観の形成の推進を図るため、地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに業務を行う公益法人又はNPO法人で、景観行政団体の長（本市の場合、京都市長）が指定する団体のこと（景観法第92条）。

景観地区 (P40)

「景観地区」とは、景観法第61条及び都市計画法第8条に定められている地域地区の一つであり、「市街地の良好な景観の形成を図る」ために定める地区のこと。景観地区に関する都市計画では、①建築物の形態意匠の制限、②建築物の高さの最高限度又は最低限度、③壁面の位置の制限、

④建築物の敷地面積の最低限度を定めることができる。このうち①は必ず定める必要があるが、②から④については必要なものを定める。

建築基準法 (P90)

「建築基準法」とは、国民の生命・健康・財産の保護を図るために、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準を定めた法律で、1950(昭和25)年に交付された。一定規模以上の建築物の工事に際して、建築主は建築主事の確認を受けることが義務付けられている。

建ぺい率 (P31)

建築物の外壁、又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（建築面積）の、敷地面積に対する割合のこと。

$$\{\text{建ぺい率}\} = \{\text{建築面積}\} \div \{\text{敷地面積}\} \times 100$$

工作物 (P34)

「工作物」とは、土地又は建築物に固定される人工物のこと。

高度集積地区 (P17)

「高度集積地区」とは、京都市が、1993（平成5）年3月に新京都市基本計画で打ち出した「保全・再生・創造」のまちづくりのうち、「創造」のまちづくりを進めるため、新しい都市機能の集積を誘導する拠点として定めた地区のこと。その範囲は、概ね北は十条通、南は宇治川、東は東高瀬川、西は国道1号線に囲まれた油小路通沿道を中心としている。

勾配屋根 (P14)

「勾配屋根」とは、直線状に傾斜を持つ（反り、むくりを含む）屋根のこと。

御願寺 (P22)

「御願寺」とは、天皇の御願を修する寺の意で、平安時代に盛行した皇室の私寺のこと。初期の御願寺には延暦寺・貞観寺など元号を寺名にしたものや、醍醐寺のように天皇名を寺名とした

ものがある。また、白川に築かれた六勝寺と呼ばれる6カ寺は、院政期文化の象徴でもあった。

「京都大辞典」

コーポレートカラー (P79)

「コーポレートカラー」とは、企業や団体等の組織を象徴する色のこと。

サ行

市街化区域 (P31)

「市街化区域」とは、都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域のことで、都市計画法第7条の「区域区分」として後述の「市街化調整区域」と併せて定められている。

市街化調整区域 (P31)

「市街化調整区域」とは、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。この区域内では、開発行為や建築行為が原則として禁止されている。

市制特例 (P29)

「市制特例」とは、1889（明治22）年に市政が施行された後も、政治的に重要な地域として東京、大阪、京都の自治権を制約したことをいう。これらの都市では、市長や専任職員が置かれず、府知事などが行政を代行した。1898（明治31）年に撤廃された。

視対象 (P42)

「視対象」とは、一般的に見る対象物を表すが、京都市の条例では、優れた眺めの対象となるもので、山並み、河川、歴史的な建物、趣のある町並み、自然と一体となった伝統文化を象徴する目印等として定義している。

視点場 (P42)

「視点場」とは、一般的に見る場所を表すが、京都市の条例では、神社、寺院、城、御所その他の歴史的な建物又は公園、河川、橋りょう、

道路その他の公共性の高い場所で、優れた眺望景観を享受することができる場所として定義している。

寺内町 (P19)

「寺内町」とは、室町時代に浄土真宗などの仏教寺院・道場を中心として形成された自治集落のこと。敵の侵入を防ぐために、集落の周囲を濠や土塁などで囲むなど防衛的な性格を持ち、その中に信者や商業者が集住した。

斜線制限 (P47)

「斜線制限」とは、道路、隣接地の日当たり、通風などに支障をきたさないように、建築物の各部分に対する高さを制限するもので、主なものに建築基準法第56条に定められている「道路斜線制限」、「隣地斜線制限」、「北側斜線制限」がある。

借景 (P10)

「借景」とは、造園技法の一つで、庭園外の山や樹木、竹林などの自然物等を庭園内の一部として背景を取り込むことで、前景の庭園と背景となる遠景とを一体化させた景観を形成する手法のこと。

修景 (P34)

「修景」とは、外観が周囲の町並みに調和するように建物や工作物を改修や新築すること。

スカイライン (P42)

「スカイライン」とは、山や建物などの地上部分空を区切ってつくる輪郭線のこと。また、建物群がシルエット的に形成する線のこと。

政令指定都市（P31）

「政令指定都市」とは、地方自治法第252条の19第1項の「指定都市の指定に関する政令」により指定されている人口50万以上の市。指定された順番に、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市の17市となっている。（2008（平成20）年9月現在）

世界遺産（P1）

「世界遺産」とは、1972（昭和47）年のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage）に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観、自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つものを指す。世界遺産には、文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があり、日本では「古都京都の文化財」を含め、平成20年9月現在、14の世界遺産が登録されている。

総合設計制度（P35）

「総合設計制度」とは、市街地環境に有効な公開空地を確保し、総合的な設計を行うことについて市長の許可を受けることにより、容積率の割増しや斜線制限の特例を受けることのできる制度のこと。

夕行

眺望景観（P12）

「眺望景観」とは、遠くを見渡した眺めのこと。具体的には、連続した町並みや、社寺、庭園、河川などの近くの景色と背景となる山並みなどの遠くの眺めが美しく調和した景観がその代表的な例のこと。

DID（ディーアイディー）地区（人口集中地区）（P5）

「DID地区」とは、Densely Inhabited Districtの略称で人口集中地区のこと。5年に1度、全国で実施される国勢調査の集計にあたって設定される

統計地域のごとで、人口密度1km²あたり4,000人以上の基本単位区が集合し、その合計人口が5,000人以上となる地区をいう。

塔屋（P48）

「塔屋」とは、建築物の屋上に突出したエレベーター用の機械室や階段室その他これらに類する部分のこと。

登録有形文化財（P70）

「登録有形文化財」とは、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物に対して、届出制と指導、助言、勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度のこと。1996（平成8）年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって導入され、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものとして活用されている。「文化庁HP」

都市計画区域（P61）

「都市計画区域」とは、都市計画法に基づく都市計画を定め、実施する土地の範囲のこと。一般に行政区域にこだわらず、都市の自然、社会条件及び人口・土地利用の動態によって区域が定められる。

都市計画法（P31）

「都市計画法」とは、都市計画の基本となる法律で1968（昭和43）年に交付された。都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地区画整理事業（P13）

「土地区画整理事業」とは、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、道路・公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために、その区画形質を整え、公共施設の新設・改良を行い、良好な宅地の供給などを行う事業のこと。

八行

廃仏毀釈 (P29)

「廃仏毀釈」とは、明治政府が明治初期に打ち出した神道国教・祭政一致の政策によって引き起こされた仏像や仏具類の破壊を伴う廃仏運動のこと。祭神の決定、寺院の廃合、僧侶の神職への転向、仏像・仏具の取り壊し、仏事の禁止、民間への神道強制などを急激に実施したために大混乱となった。

標高規制 (P47)

「標高規制」とは、「京都市眺望景観創生条例」に取り入れられた建築物等の高さ制限のことで、建築基準法等にいう「建築物の高さ（地盤面からの高さ）」ではなく、建築物等の「最高部の標高」によって制限するもの。

日本では東京湾の平均海面を標高の基準としている。

袋路 (P37)

「袋路」とは、道路の一端のみが他の道路に接続した行き止まりの道路のこと。袋小路ともいう。

マ行

マンセル値 (P64)

「マンセル値」とは、日本工業規格JISZ8721に規定する色の表示方法。色相 (H) ・明度 (V) ・彩度 (C) の3つの属性の組み合わせにより、色を表現したもの。

無電柱化 (P85)

「無電柱化」とは、道路上の電柱や電線類について、共同溝の利用等により地中化を行ったり、軒下を利用するなどして、景観の向上や都市機能の向上を図ること。

ヤ行

ユネスコ (P33)

「ユネスコ」とは、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organizationの略称で、国際連合教育科学文化機関のこと。1946（昭和21）年に、国際

連合の専門機関として創設された。教育、科学、文化の普及と交流を通じて諸国民間の理解と認識を深め、協力関係を促進し、それによって国際間の平和と安全を確保することを目的とする。本部はパリにある。日本は1951（昭和26）年に加盟した。

容積率 (P34)

「容積率」とは、建築物の各階の床面積の合計の、敷地面積に対する割合のこと。

{容積率}

$$= \{各階床面積の合計\} \div \{敷地面積\} \times 100$$

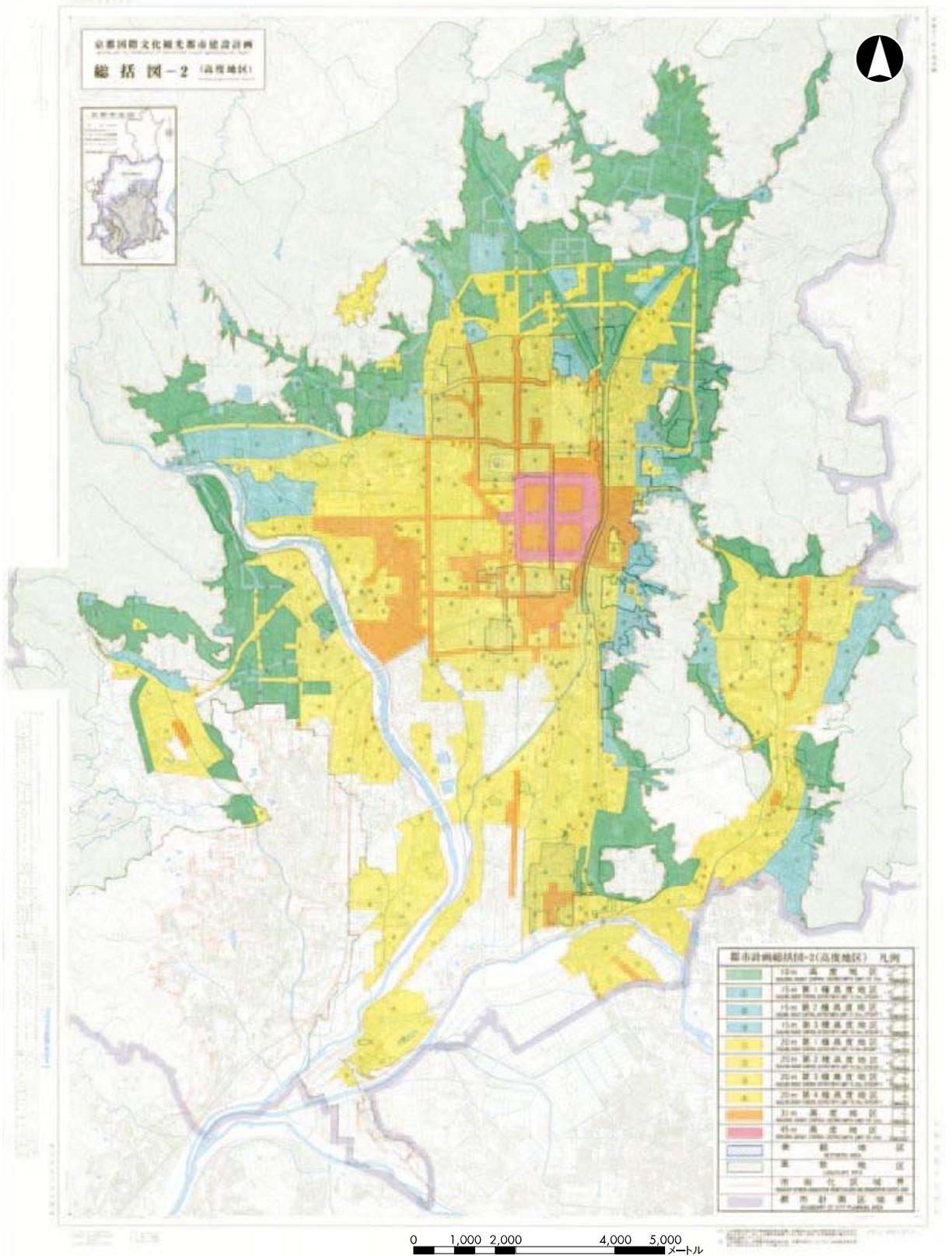
ラ行

ランドマーク (P76)

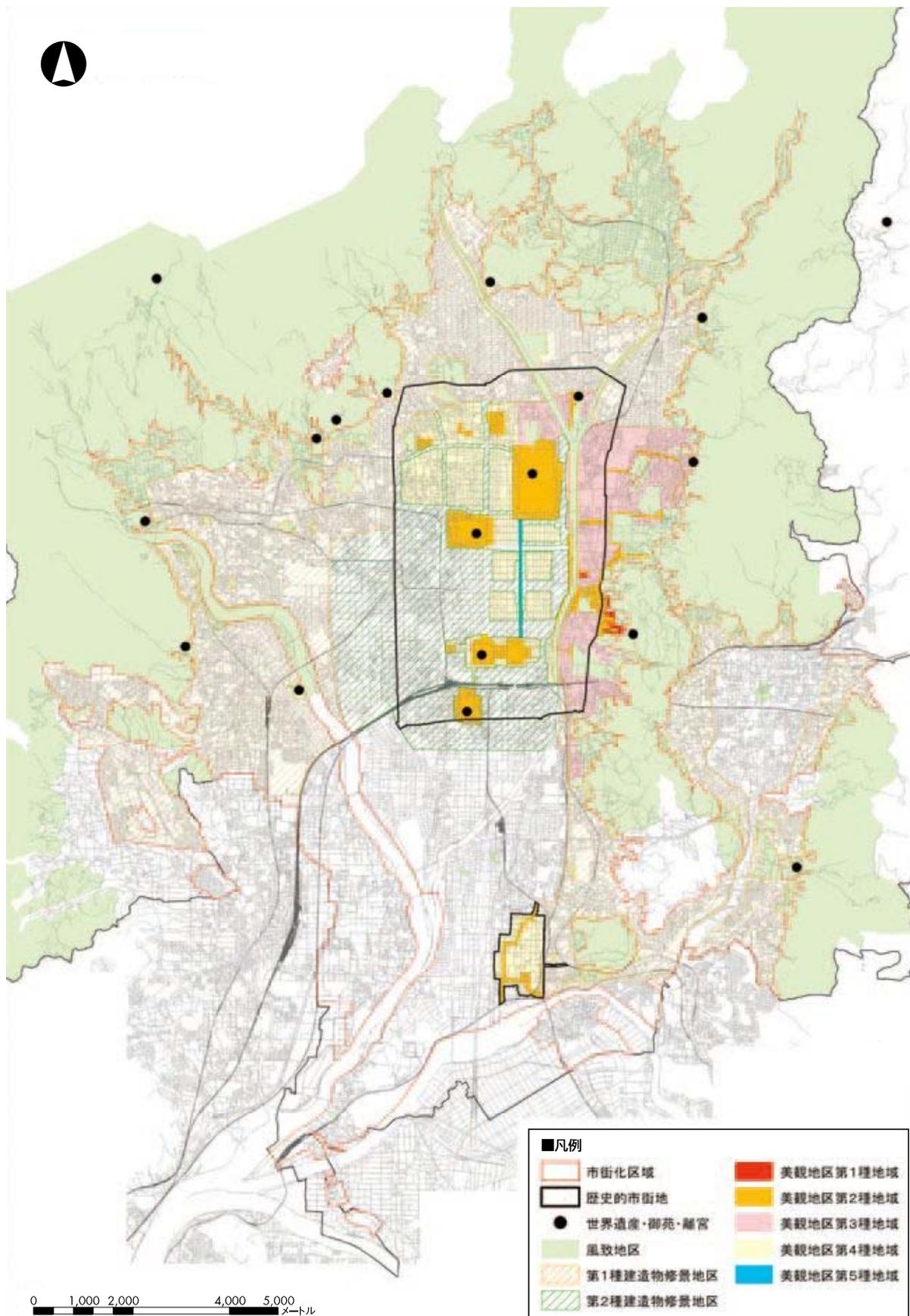
「ランドマーク」とは、その土地の象徴や目印となるような建物や記念物等のこと。

6 新景観政策実施(2007(平成19)年9月1日)前の指定概要図

■新景観政策実施前の高度地区規制図



■新景観政策実施前の美観地区，建造物修景地区，風致地区規制図



7 出典（提供図版・写真一覧）

- 図1 : 「京都名勝案内図」地図の資料館所蔵（複製禁止）
- 図2 : 「都名所図会」国際日本文化研究センター所蔵
- 図3 : 「洛中洛外図屏風（舟木本）」東京国立博物館所蔵（複製禁止）
Image:TNM Image Archives Source:<http://TnmArchives.jp/>
- 図4 : 「行為規制と支援の仕組み」国土交通省ホームページより
- 写真1 : 「旧下京第6番小学校（旧立誠小）」吉田秀雄氏所蔵
- 写真2 : 「昭和30年代における繁華街の様子」吉田秀雄氏所蔵
- 写真3 : 吉田秀雄氏所蔵

■担当課

景観政策・歴史的な町並み保全に関すること	都市景観部景観政策課	(電話(075)222-3397)
景観地区・建造物修景地区・眺望景観保全地域	// 景観政策課都市デザイン担当	(電話(075)222-3474)
風致地区・眺望景観保全地域に関すること	// 風致保全課	(電話(075)222-3475)
屋外広告物に関すること	屋外広告物適正化推進室 広告景観づくり推進室	
	広告物企画・広告物審査担当	(電話(075)708-7690)
	広告物指導担当	(電話(075)708-7645)
	広告物企画	(電話(075)708-7646)

京都の景観

平成21年2月発行
平成26年3月改訂

発行・編集

〒604-8571

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 (075) 222-3397

京都市印刷物 第253247号



